

## 博士学位請求論文 審査報告書

報告番号 甲 乙 第 号

氏 名 石田京子

主論文題名 自律と法——カントにおける法哲学の基本的構想

主 査 慶應義塾大学文学部教授・同大学院文学研究科委員 柘植尚則

副 査 慶應義塾大学名誉教授 樽井正義

副 査 早稲田大学文学学術院教授 御子柴善之

学識確認 慶應義塾大学文学部教授・同大学院文学研究科委員 柘植尚則

### 【論文要旨】

石田京子君の博士学位請求論文「自律と法——カントにおける法哲学の基本的構想」は、18世紀ドイツの哲学者イマヌエル・カントの『人倫の形而上学』『法論の形而上学的定礎』（以下、「法論」と略記）を中心に、カント哲学全体における法哲学の位置を確定し、法哲学を一つのアプリアリな体系として提示することで、カントの提示する「法」概念の基礎づけを解明することを目的としている。

本論文の構成は以下の通りである。

#### 序 論

#### 第I部 法と道徳

##### 第1章 法と道徳の関係をめぐる諸問題の整理

##### 第1節 行為の道徳性と法義務

##### 第2節 カントにおける法と道徳の関係についての近年の研究

##### 第3節 三つの基本的課題

##### 小 括

## 第2章 道徳法則と自由

### 第1節 定言命法の法式と意志の自由

### 第2節 選択意志と自由

#### 小 括

## 第3章 批判から人倫の形而上学へ

### 第1節 批判と形而上学

### 第2節 法の道徳性

### 第3節 法と倫理を区分する基準

### 第4節 法における立法と自由

### 第5節 法義務と徳義務

#### 小 括

## 第4章 法と権利

### 第1節 法とはなにか

### 第2節 法と強制

### 第3節 人間性にもとづく権利

#### 小 括

## 第I部まとめ

## 第II部 自由にもとづく法のアプリアリな体系

## 第5章 私法

### 第1節 「私法論」研究における問題の所在

### 第2節 許容法則としての実践理性の法的要請

### 第3節 私法のアンチノミー

### 第4節 実践理性のアプリアリな前提としての法的要請

### 第5節 いかにして外的なわたしのもの・あなたのものは可能か

### 第6節 主客関係から人格間の関係への転回

#### 小 括

## 第6章 公法

### 第1節 社会契約論としての公法論

### 第2節 国家法

### 第3節 国際法

### 第4節 世界市民法

#### 小 括

## 第Ⅱ部まとめ

### 結 論

はじめに、序論において、カント哲学における法哲学の位置づけを理解するためには、「他の人の存在」および「意志の自由」という二つの契機を踏まえて考察する必要があることが強調されている。石田君によれば、前者はカントの法哲学を他の領域から独立させる役割を果たすものであり、後者は法哲学の整合性と哲学体系全体との連関を確保するものである。そして、両者を照らし合わせるならば、カントの法哲学は、「互いに何らかの行為へと強いる私と他のすべての人との関係の形式」を考察の対象とし、「その形式を規定するアприオリな法原理を見いだす」営みであると整理される。以上の観点に基づいて、石田君は、本論において、カントにおける法哲学の基本的構想を描出している。

まず、第Ⅰ部は、カント哲学において法と道徳がいかなる関係にあるのかを解明し、カント哲学全体において法哲学がいかなる位置にあるのかを確定することを目的としている。まず、第1・2章では、法と道徳の関係に関する予備的研究として、先行研究の検討と問題点の整理を行い、法哲学と対置される道徳哲学の内実を明らかにしている。次に、第3章では、法と道徳を結びつける契機と両者を区別する契機をそれぞれ示し、第4章では、法哲学における強制に関する議論が道徳哲学と両立しうることを論証している。

第1章では、カント法哲学に関する従来の解釈を検討し、解決すべき課題を提示している。先行研究では、カントの哲学的諸前提から法哲学が独立しているとする〈独立テーゼ〉と、そうした諸前提に依存しているとする〈連続テーゼ〉が対立してきた。石田君は、〈独立テーゼ〉では、法における普遍性の契機や義務の定言性を放棄しなければならず、それがカント自身の記述を無視することになるとして、それを退けるとともに、〈連続テーゼ〉に対しても、法と道徳の区別や両者の独立性が確保される必要があるとして、その正当化のために、以下の三つの課題を挙げている。すなわち、第一に、定言命法から法の諸概念が「展開（導出）される」とはどういうことか、第二に、「外的自由（法的自由）」をどのように捉えるのか、第三に、「強制」を許容する「法論」の議論は『基礎づけ』の議論と両立しうるのか、を明らかにすることである。

第2章では、『基礎づけ』における定言命法の諸法式を分析し、カントの道徳哲学の内実を確認している。石田君によれば、「普遍性の法式」「目的の法式」「自律の法式」のうち、道徳法則の定言性・アприオリ性・普遍妥当性、純粹実践理性と意志の同一性といった考えが見出される。そして、このような道徳哲学の基本的な考えは、『人倫の形而上学』に引き継がれている。ただし、『人倫の形而上学』では、「意志」よりもむしろ「選択意志」に焦点が当てられている。道徳哲学では、叡知的存在者としての人間／感性的存在者としての人間の差異として語られていた事態は、『人倫の形而上学』では、意志／選択意志という区別に基づいて語り直されている。そして、とくに「法論」では、複数の選択

意志どうしの関係が考察の対象とされている。

第3章では、「批判」と「形而上学」の相違に着目することで、法と道德との関係を捉え直している。石田君は、カント哲学における法と道德の関係は、二項関係で捉えるのではなく、三項関係で説明するのが適切であると主張している。カントの実践哲学は、「批判」に当たる〈道德性〉の領域と、それを通じて根拠づけられる「人倫の形而上学」に分けられ、後者はさらに、〈法〉と〈倫理〉の領域に、つまり「法論」と「徳論」に分けられる。この図式において、〈道德性〉が〈法〉を基礎づけるとともに、〈法〉と〈倫理〉が区別される。そして、〈道德性〉が基礎づける〈法〉の特徴は、「法論」に特有の——「他の人の意志でもありうるような意志一般」を立法主体とする——自由=自律概念のうちに見出される。また、〈法〉と〈倫理〉の区別は、自己に対して他者が二重に——異なる人格としての私と他の人、純粹実践理性と傾向性——理解されることから生じる。

第4章では、法哲学における強制に関する議論について考察し、法的強制が「権利」と結びついていることを明らかにすることで、その議論が道德哲学と両立しうることを示している。石田君の解釈では、「法論」において、法的強制は、義務を履行させる動機との関係で捉えられているわけではない。カントは、法的自由と強制権能が同一であると主張しており、ある行為の合法性をめぐって他人と合意できない場合でも、自らの意見が正当であれば、その行為の履行／不履行を他人に強制できる、と論じている。これは、すべての人には他人を義務づける権能が与えられており、その義務づけが時として強制として表象される、ということである。そして、カントはこの強制権能を「権利」と呼んでいる。このように、法哲学では、強制は権利と結びつけて考えられており、それゆえ、その議論は（義務を義務からなすように命じる）道德哲学と矛盾をきたすものではない。

そして、第I部の議論を通じて、石田君は、第1章で挙げた三つの課題に対して、次のように答えている。第一に、定言命法から法の諸概念が「展開（導出）される」というのは、意志の自由という観点から、法の諸概念がアприオリなものとして提示されるということである。第二に、「外的自由（法的自由）」は、「他の人の強要的な選択意志からの独立」と「意志一般によるアприオリな法的立法」という二つの側面から捉えられる。第三に、「強制」を許容する「法論」の議論は、強制が「権利」と結びつけて考えられる限りで、『基礎づけ』の議論と両立しうる。

次に、第II部は、「法論」の本論である「私法論」「公法論」において、法的な義務や権利の基礎づけがどのようなものであるかを検討することで、カントの法哲学を一つのアприオリな体系として提示することを目的としている。その冒頭では、まず、問題の検討に先立ち、私法と公法がともにアприオリ性を有することを確認している。カントの法哲学では、私法と公法は、アприオリな理性法と経験的な実定法として区別されるのではなく、哲学的な議論においては、ともにアприオリな理性法であり、私法は私人間の法的関係を扱い、公法は公共体のあり方を規定する。そのうえで、第5章では私法を、第6章では公法を、それぞれ検討の対象としている。

第5章では、カントによる「外的な私のもの・あなたのもの」の演繹、すなわち、取得の権利一般（物権・債権・物権的債権）の基礎づけを検討している。先行研究では、この基礎づけに関する議論は錯綜していると評価されてきたが、石田君は、そうした評価に反対して、次のことを明らかにしている。「私法論」第二節で導入される「実践理性の法的要請」は、〈例外を正当化する許容法則〉ではなく、〈外的対象を占有する権能を付与する原理〉であり、さらに、この法的要請に、私法が（経験的占有ではなく）叡知的占有のみに基づくという理解が結びつくことではじめて、「外的な私のもの・あなたのもの」が可能になる。そのうえで、石田君は、（外的対象と主体との経験上の関係ではなく）普遍的法則に従う万人の自由の両立という人格間の関係のみに基づいて、外的対象の使用を正当化するところに、カントによる私法の基礎づけの意義を見出している。

第6章では、カント法哲学における公法の役割を確定したうえで、社会契約論の正当化について考察し、公法論の基本的構想を検討している。石田君によれば、カントの考える公法とは、「すべての人の統合された意志」に基づく権利や自由を保証する制度（公共体）の形式を示すものである。そして、自然状態から市民状態への移行、および、公法の必要性は、すべての人の普遍的法則に従う選択意志の自由の両立という、法のアプリオリな概念から直接的に生じる。さらに、自然状態から市民状態への移行は、そのまま国家の設立を意味するわけではなく、国家の存在が正当化されるために、国家法だけでなく、国際法と世界市民法も必要とされる。それゆえ、カントの公法論は、ある集団が公共体と認められるアプリオリな条件を示すものであり、国家法・国際法・世界市民法という三つのカテゴリーをもちながら、とくに「国家」に焦点を当てるものである。

そして、第II部の議論を通じて、石田君は、以下の見解を導いている。カントの法哲学では、法は私と他の人の関係のアプリオリな形式（普遍的な諸法則に従う自由の両立）のみを扱っている。また、立法主体が「すべての人の統合された意志」でなければ、各人の自由は侵害されることになる。それゆえ、私法は、自由な立法主体としての私と他のすべての人のあるべき関係について、公法は、この関係を規定する際のあるべき手続きについて、それぞれ論じている。したがって、「自他関係」および「自律としての自由」という、カントの法を特徴づける二つの契機は、法を私法と公法の二つに分けて考える契機にもなっている。ここに、カント法哲学の体系性が見出される。

## 【審査要旨】

石田君の論文は、カントの法哲学がその哲学体系の一部として位置づけられるべき一貫性を兼ね備えているのか、という先行研究上の問題を継承して、カント哲学全体において法哲学がどのように位置づけられるのかを確定し（第I部）、さらに、その法哲学がどのような構想を有しているのかを提示しようとするものである（第II部）。そして、全体と

して、その試みは成功していると考えられる。

それを可能にしたのは、法と道德の関係に関する独自の考察（第3章）である。カント法哲学に関する従来の研究の多くは、両者の関係を単純に二項関係と捉えてきた。それに対して、石田君は、カント哲学における「批判」と「形而上学」の相違に着目し、その相違を手がかりにして、両者の関係を〈道德性〉〈法〉〈倫理〉という三項関係で捉えている。そして、そうすることで、法と道德が連続的でありながら同時に区別されるという複雑な関係を、次のように解釈している。すなわち、法と道德が連続的であるというのは、「自律としての自由」を中核とする〈道德性〉が〈法〉を基礎づける、ということであり、法と道德が区別されるというのは、「私と、私以外の存在」についての二重の理解に基づいて、〈法〉が〈倫理〉から区別される、ということである。石田君の解釈は、カント哲学の全体的な枠組みに即している点で、従来の解釈よりも優れている。

そして、石田君がこの解釈を提示することができたのは、カント法哲学における「自律としての自由」と「私と私以外の存在」という二つの契機を重視したことによる。この二つの契機は、法の主体の性質と法の対象を表しており、それらを抜きにして、カント法哲学の基本的構想を理解することはできない。法においては、自己だけではなく、自己と区別される他の人格も、自由な立法者である。カントにとって、自由な立法者としての「他の人」が立ち現れてくる場として、〈倫理〉に還元することのできない固有の領域を構成するのが〈法〉である。石田君はこのように考え、一貫して、法哲学における二つの契機という観点から、カント法哲学の基本的構想を明らかにしようとしている。その試みは、カントの基本的な立場からして、きわめて正当であり、「法論」に対する正確な読解にも支えられて、おおむね成功している。

さらに、二つの契機という観点を採用することで、石田君は、カントの道德哲学と法哲学の関係を明確にし、両者を統一的に理解することにも成功している。カントにおいては、法哲学の議論が道德哲学の議論と異なっていたり、かけ離れていたりにするために、多くの先行研究では、法哲学と道德哲学を別個に取り扱い、両者の関係については問わない傾向が見られた。そのような傾向の中で、石田君の論文は、両者の関係を問うことを目的の一つとして掲げ、二つの契機という観点から、両者の関係を明らかにし、両者を統一的に捉えており、その意味で、カント哲学研究を大いに進めるものといえる。また、両者の関係をめぐっては、とくに、強制に関する法哲学の議論が問題にされてきたが、石田君は、法的強制が権利と結びついていることを明らかにすることで、その議論が道德哲学と両立しうることを示している（第4章）。このことも、石田君の論文の重要な功績である。

また、カントの法哲学をアプリアリな体系として提示していることも、石田君の論文の大きな功績である。カントの法哲学については、その議論がしばしば錯綜しているために、経験論的な側面が指摘されることもある。それに対して、石田君は、カントの私法論や公法論を全体にわたって詳細に検討し、それらが法の経験論的な基礎づけを退け、一貫してアプリアリな議論に基づいていることを明らかにしている（第5・6章）。石田君の論文

は、カントの法哲学をより整合的に解釈するものとして、今後のカント法哲学研究に大きな影響を与えると考えられる。さらに、石田君は、所有の基礎づけや自由の両立といった問題に関して、カントのアプリオリな法哲学が経験論的な法哲学よりも優れていると論じている。石田君の論文は、これまであまり注目されてこなかったカント法哲学の可能性や重要性を明らかにするものとして、高く評価できる。

ただし、石田君の論文には、問題となる点もいくつか見られる。第一に、カント法哲学の位置づけに関して〈独立テーゼ〉を批判し、それに代えて〈連続テーゼ〉の修正版を提唱しているが、〈独立テーゼ〉に対する批判は外部的なものにとどまっており、十分とはいえない。第二に、〈道徳性〉を「格率」「定言命法」「意志の自由」から規定しているが、『基礎づけ』で〈道徳性〉がまず「善意志」「道徳的価値」から説明されていることからすれば、後者にもいくらか言及する必要がある。第三に、「意志」を「純粹実践理性」と捉えているが、これに対しては当然ながら異論が出されるがゆえに、その理由を明示すべきである。そして、第四に、「意志」と「選択意志」の相違について一定の説明を行っているが、後者が「法論」で重視されていることからすれば、両者の関係をさらに詳しく説明することが求められる。

また、石田君の論文に対して、要望すべき点もいくつかある。第一に、カントの法哲学に関して、理論的な研究に徹しているが、歴史的な研究で補うことによって、理論的な研究の成果もいっそう確実になるだろう。第二に、カント哲学全体における法哲学の位置づけに関して、とくに道徳哲学との関係について考察しているが、（法哲学と同時期に展開された）歴史哲学との関係についても考察することによって、より豊かな洞察が得られるだろう。第三に、カント法哲学の基本的構想を明らかにすることを最終の目的としているが、さらに進んで、法哲学から道徳哲学を捉え返すことによって、道徳哲学や哲学全体に対する理解も深まるだろう。そして、第四に、カントのアプリオリな法哲学を同時代の経験論的な法哲学と比較しているが、現代の法哲学とも比較することによって、その可能性や重要性がより明確になるだろう。

とはいえ、問題となる点はすべて説明の不足によるものであり、要望すべき点はすべて研究の射程を超えるものであって、どちらも論証や結論にとって重大なものではない。石田君の論文は、カント哲学全体における法哲学の位置を確定し、法哲学を一つのアプリオリな体系として提示することで、カントの提示する「法」概念の基礎づけを解明するという、所定の目的を十分に達成している。そして、その成果の重要性のゆえに、近年において稀にみる優れた論文といえる。

以上により、審査員一同は、石田京子君の本論文が博士（哲学）の学位を授与されるにふさわしいものと判断する。